

第1回健康日本21安城計画策定委員会

議題

- 1 「第3次健康日本21安城計画」及び「第2次いのち支える安城計画」について
 - (1) 策定の経緯
 - (2) 計画の位置づけと策定の体制
 - (3) 評価・策定期間
 - (4) 評価及び計画策定のスケジュール
- 2 「健康に関する基礎調査」(アンケート調査)の実施について

1 (1) 策定の経緯

健康日本21安城計画

健康日本21(第二次)【国】:2000(平成12)年度~2012(平成24)年度に実施された「健康日本21(二十一世紀における国民健康づくり運動)」に続き、2013(平成25)年から行われている国民健康づくり運動のこと。

安城市では、「からだいきいき ころのびのび」を合言葉に、健康増進法第8条の規定にもとづく市町村健康増進計画として、国の「健康日本21」及び「健やか親子21」を含むすべてのライフステージに応じた「健康日本21安城計画」(以下「第1次計画」という。)を、平成16年度に策定し推進してきました。

平成25年度には、第1次計画の取り組みを評価し、健康をとりまく社会情勢などの変化を踏まえ、国の「健康日本21(第2次)」、県の「健康日本21あいち新計画」を受けて、今後10年間の健康づくりを推進するため、「第2次健康日本21安城計画」(以下「第2次計画」という。)を策定しました。

市民一人一人と市民の健康づくりを支えるさまざまな関係機関・団体、行政がそれぞれの役割に応じて取り組みを進めています。

	第1次計画	第2次計画	第3次計画(案)
計画期間	平成16年度年~25年度(10年間)	平成26年度~令和5年度(10年間)	令和7年度~18年度(12年間)
策定期間	平成15年度	平成24年度~25年度	令和5年度~6年度
計画期間(改訂版)	平成21年度年~25年度	令和元年度~6年度(1年延長)	令和13年度~18年度
策定期間(改訂版)	平成19年度~20年度	平成29年度~30年度	令和11年度~12年度
基本理念	満足のいく生き方を実現するためには、心身の健康が大切となります。市民一人一人が生涯にわたり健康を自己管理していく力を高め、自らの健康づくりを継続して実践することを目指します。あわせて市民一人一人の健康づくりを社会全体で支援していきます。	市民一人一人が生涯にわたり健康を自己管理していく力を高め、自らの健康づくりを継続して実践することをめざします。あわせて、社会全体で相互に支え合いながら健康づくりを実践できる環境を整えていきます。	※国・県の計画期間(R6~R17の12年間)に準じた計画期間

1 (1) 策定の経緯

いのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）

国の自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととされております。平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。そして、令和4年10月に見直しが行われ「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

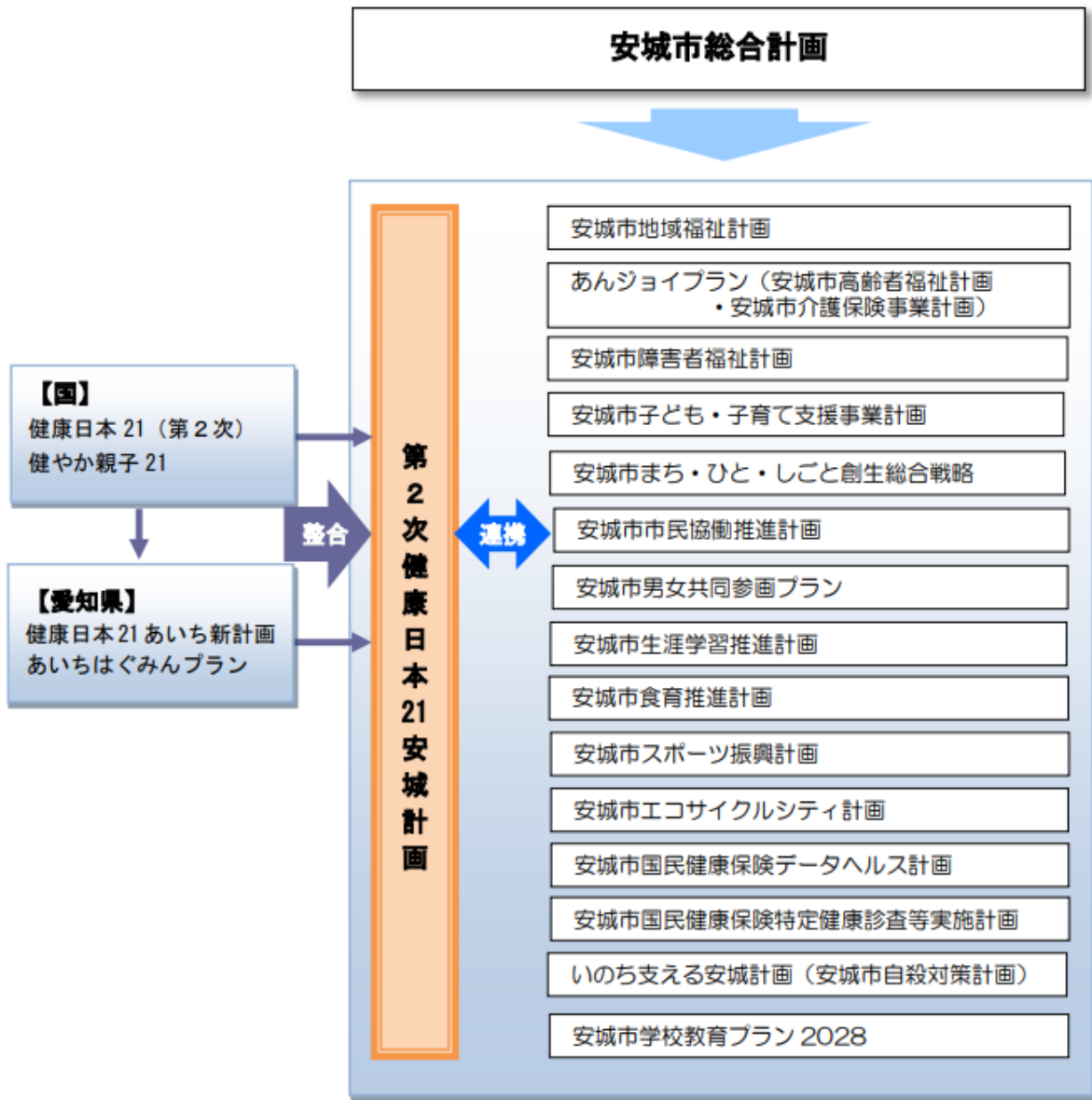
本市における自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づく市町村計画として、平成30年度に「いのち支える安城計画（安城市自殺対策計画）」を策定し、自殺対策における現状と課題を明らかにするとともに、市民一人一人のかけがえのない大切な『いのちを支える』取組を推進しています。

また、本計画は、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための自治体の行動計画として位置づけています。

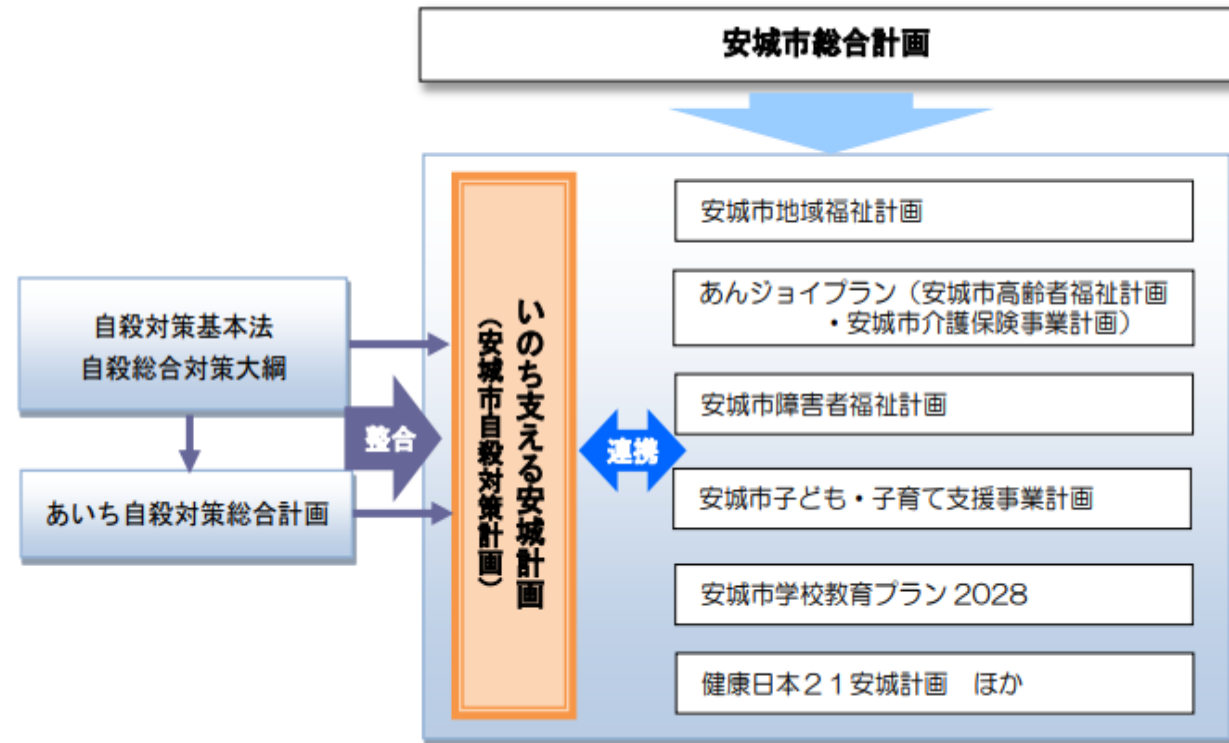
	第1次計画	第2次計画（案）
計画期間	令和元年度～令和5年度（5年間）	令和6年度～10年度（5年間）
策定期間	平成30年度	令和5年度
基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現	

1 (2) 計画の位置づけと策定の体制

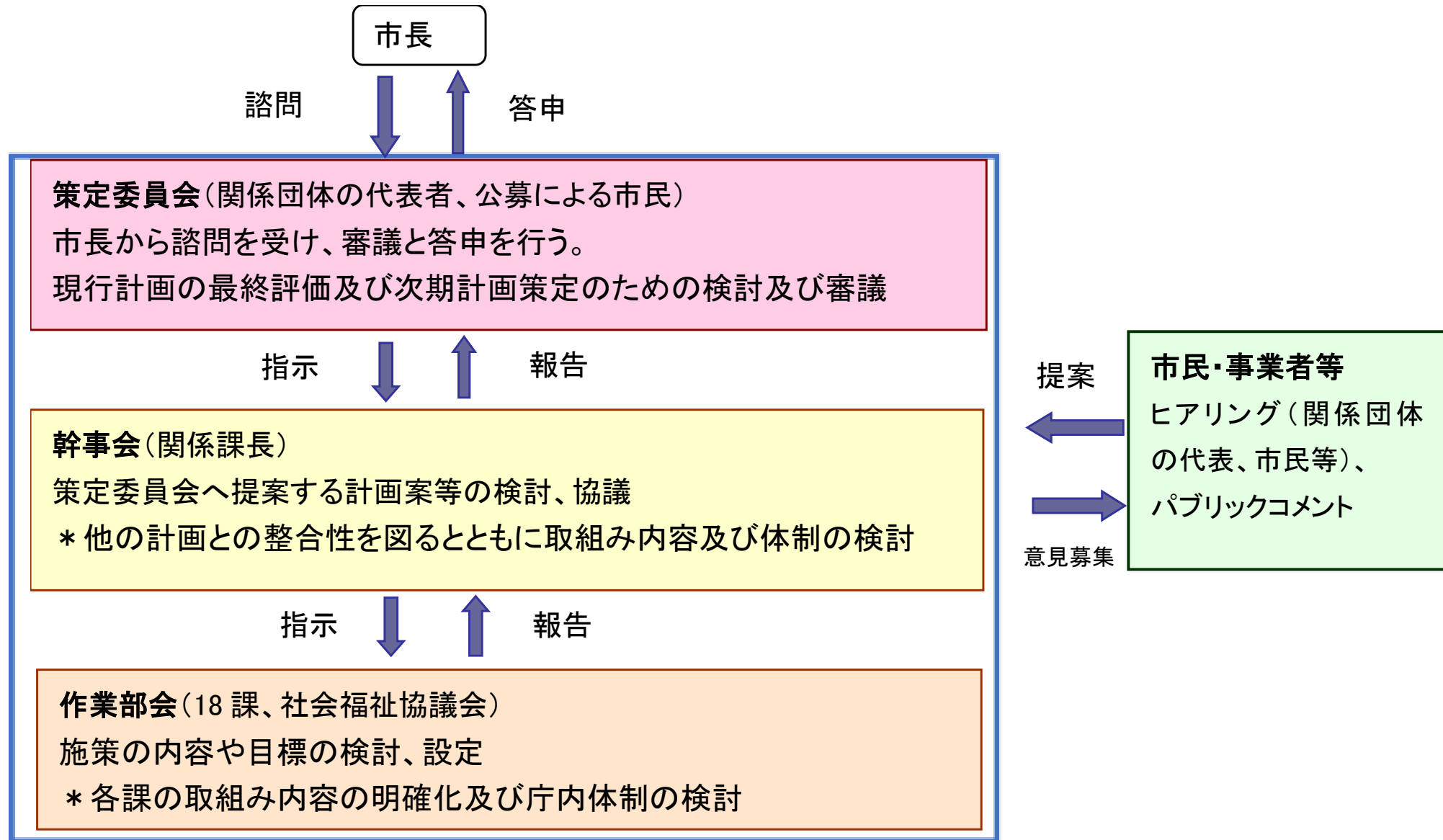
【健康日本21安城計画】



【いのち支える安城計画】



1 (2) 計画の位置づけと策定の体制



1 (3) 評価・策定期間

評価・策定期間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康日本21安城計画	第2次計画評価	第3次計画策定	第3次計画
いのち支える安城計画	第1次計画評価 第2次計画策定	第2次計画	

1 (4) 評価及び計画策定のスケジュール (案)

令和5年度		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
◆計画案づくり													
基本理念等骨子の設定	いのち			■									
計画素案(体系化等)の作成	いのち			■									
計画原案(パブコメ前)の作成	いのち						■						
次期計画案の作成	いのち									■			
◆パブリックコメントの実施	いのち								■				
◆計画書の完成・周知	いのち											■	
◆アンケート調査													
設問項目等設計	21	■											
	いのち	■											
調査期間	21		■										
	いのち		■										
集計分析期間	21			■									
	いのち			■									
成果品作成	21						■						
	いのち					■							
◆会議等													
作業部会	21		①調査案			②調査結果		③進捗確認		④最終評価			
	いのち		①調査案			②骨子・素案		③原案		④計画案			
幹事会	21		①調査案			②調査結果		③進捗確認			④最終評価		
	いのち		①調査案			②骨子・素案		③原案			④計画案		
策定委員会	21		①諮問・調査案			②調査結果		③進捗確認			④最終評価		
	いのち		①諮問・調査案			②骨子・素案		③原案			④計画案		
ヒアリング(事業所等)	21			■									
	いのち			■									

1 (4) 評価及び計画策定のスケジュール (案)

令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆計画案づくり													
基本理念等骨子の設定	21												
計画素案（体系化等）の作成	21												
計画原案（パブコメ前）の作成	21												
次期計画案の作成	21												
◆パブリックコメントの実施	21												
◆計画書の完成・周知	21												
◆会議等													
作業部会	21			⑤基本理念等		⑥骨子・素案		⑦原案			⑧計画案		
幹事会	21			⑤基本理念等		⑥骨子・素案		⑦原案			⑧計画案		
策定委員会	21			⑤基本理念等		⑥骨子・素案			⑦原案			⑧計画案	